



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※メールでの相談窓口については、9月中旬に(公財)滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。

※相談で得た個人情報をも目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日(電話・面接相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く)10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)